

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

September 2019



JBS NEWSLETTER September 2019

TOPICS

- ▶ 国税局より公表されている注意喚起情報
 - ▶ 会社が行う社員旅行の源泉徴収に関する注意事項
 - ▶ 営利事業者が取次販売店または業務に関係する得意先を国内外の旅行に招待するための費用の計上に関する注意事項
 - ▶ 営利事業者が毎月定額給付による残業代を支払う場合には、手当に該当するため、免税規定は適用できず、給与と合算して源泉徴収する
 - ▶ 営利事業者が商品の廃棄損失を確定申告する場合、適格な証明資料を具備することにより損金算入することができる



JBS NEWSLETTER September 2019

国税局より公表されている注意喚起情報①

公表示	財政部南区国税局
テーマ	会社が行う社員旅行の源泉徴収に関する注意事項
公表内容	<p>営利事業者が従業員の労働意欲を向上させるため従業員福利として、「従業員全員」が等しく参加できる国内外の社員旅行に支払った費用は、福利厚生委員会を設立しているか否かを問わず、従業員の所得とはならない。但し、定額の現金補助または「特定の従業員」のみを招待する場合には、当該従業員の所得と認定し、規定に基づき源泉徴収票による申告を行うべきである。</p> <p>財政部南区国税局はさらに営利事業者が定額の現金補助あるいは特定の資格に合致している従業員(例えば、一定の勤務年数に達している者、一定の職位階層の者、一定の業績基準を達成した者等)に限定した社員旅行の参加に関して支払った費用は、福利厚生委員会を設立しているか否かによって源泉徴収申告の方法が異なると説明している。</p> <p>法律に基づいて福利厚生委員会を設立しており、規定に従って福利厚生基金を積み立てている場合には、当該従業員のその他所得となり、福利厚生委員会が源泉徴収票を申告する。支払金額が福利厚生基金の支払基準を超過し、その超過分を営利事業者が負担する場合は、営利事業者が従業員の給与に合算して源泉徴収票を申告する。</p> <p>福利厚生委員会を設立していない場合には、営利事業者の従業員への補助金に該当し、従業員の給与に合算して源泉徴収票を申告する。</p> <p>当局は、営利事業者が行う社員旅行は、楽しい旅行とすることと同時に源泉徴収の関連規定を忘れないように、と注意喚起している。</p>
公布日	2019-09-03

JBS NEWSLETTER September 2019

国税局より公表されている注意喚起情報②

公表示元	財政部高雄国税局
テーマ	営利事業者が取次販売店または業務に関係する得意先を国内外の旅行に招待するための費用の計上に関する注意事項
公表内容	<p>財政部高雄国税京三民分局に先日、営利事業者から、会社が業務関係にある得意先を旅行に招待するための費用はどのように申告するかについての電話質問を受けた。当該分局は、営利事業者が取次販売店または業務に関係する得意先を国内外の旅行に招待するための費用は、参加資格に一定の販売基準の達成やその他の条件があるか否かによって、交際費あるいはその他費用として申告すべきと回答した。</p> <p>当該分局はさらに営利事業者が取次販売店または得意先を、一定の販売数量または金額の達成を条件として旅行に招待する場合、当該費用の性質は販売促進のための販売奨励金と類似しているため、実際に支出した金額をその他費用に計上し、所得税法第89条第3項の規定に従い申告するものと説明している。また、招待を受けた取次販売店または得意先に源泉徴収免除証を発行しなければならない。招待を受けた取次販売店または得意先は、その他収入またはその他所得として営利事業所得額または個人総合所得額に算入し申告する。一方、上述のような条件なく取次販売店または得意先を旅行に招待する場合、支出額は交際費として申告する。但し、金額は所得税法第37条に規定する金額を超過してはならない。</p> <p>当該分局は、取次販売店または得意先の旅行費用は、その性質に従い計上し、徴税機関による審査に提供することができるよう、支出に関連する証明資料(例えば、支出にかかる証憑や購買契約書)を保存することが、自社の税務上のリスクを軽減するものであると注意喚起している。</p>
公布日	2019-09-02



JBS NEWSLETTER September 2019

国税局より公表されている注意喚起情報③

公表示元	財政部台北国税局
テーマ	営利事業者が毎月定額給付による残業代を支払う場合、手当に該当するため、免税規定は適用できず、給与と合算して源泉徴収する
公表内容	<p>財政部台北国税局によると、営利事業者が従業員に対し、残業の有無や残業時間数に関わらず、毎月一律で定額の残業代を支払う場合、当該支給額は手当の性質に該当し、給与と合算して源泉徴収しなければならない。</p> <p>当局によると、財政部69年6月12日台財税第34657号令の規定により、従業員が業務の必要上、平日の勤務時間以外の延長勤務時間に基づき受取った残業代は、労働基準法第32条第2項規定の基準を超過していない場合には、所得税法第14条第1項第3類第2款の但書の規定である所得税免税を適用でき、源泉控除も免除する。但し、残業の有無や残業時間数に関わらず、毎月一律で定額の残業代を支払う場合には、同条款に規定する手当に該当することとなり、給与と合算して源泉徴収しなければならない。免税の規定は適用できない。</p> <p>当局の説明例では、A社の2018年度の甲氏の月額給与は100,000元、毎月定額の残業代が25,000元あったとする。A社は各類所得源泉徴収率標準に基づき、100,000元のみ源泉徴収を行っているものとする。審査において、甲氏の残業の有無や残業時間数の多少に関わらず、A社が毎月定額残業代25,000元を給付していることが発見された。上記解釈令の規定に従い、A社が源泉徴収税の規定に従っていないため、過少税額の納税及び源泉徴収の追加申告を期限内に行うほか、過少納税額の1倍以下の罰金が徴収される。</p> <p>当局は、営利事業者が従業員に対し、残業の有無や残業時間数の多少に関わらず、毎月一律に定額の残業代を支払う場合は手当に該当し、給与と合算して源泉徴収しなければならないことを注意喚起している。</p>
公布日	2019-08-13

JBS NEWSLETTER September 2019

国税局より公表されている注意喚起情報④

公表示元	財政部高雄国税局
テーマ	営利事業者が商品の廃棄損失を確定申告する場合、適格な証明資料を具備することにより損金算入することができる
公表内容	<p>財政部高雄国税局によると、営利事業者が商品または原料、副材料、仕掛品等を期限超過、変質、破損または滞留によって販売、製造や加工ができないなどの理由で廃棄する場合、下記のいずれかの方法により廃棄に関する証明資料を入手することにより、損金算入が可能となる。</p> <p>①会計士による実地棚卸による物品の廃棄の監督に関する監査報告 ②会計士による年度の法人所得税税務監査報告 ③廃棄事実発生後30日以内に廃棄物品の明細を作成し、担当徴税機関へ物品の廃棄を検査する人員の派遣を要請する ④事業主管機関が物品廃棄を監督したことの証明文書の入手</p> <p>当局によると、管轄内のある食品会社の2017年度の決算確定申告の審査において、180万元(新台湾ドル:以下同様)の商品廃棄損失を申告していることを発見した。当該会社の説明によれば、滞留商品が期限超過によって変質してしまったため、販売が不可能となり、自社で廃棄し商品廃棄損失を計上した。しかし、当該会社は廃棄の事実発生後30日以内に廃棄した商品の明細を作成し、担当徴税機関へ物品の廃棄を検査する人員の派遣を要請していない。また、事業主管機関より物品の廃棄を監督したことを示す証明資料も入手していない。会計士による実地棚卸による物品の廃棄の監督に関する監査報告等の商品廃棄の事実を証明する資料も提出できいため、当局はその廃棄損失を否認し、30万元あまりを追加課税した。</p> <p>当局は、このような一過性の税法規定への違反によって費用または損失を否認され、追加課税され租税権益に影響することを避けるため、営利事業者は商品廃棄損失を申告する際に関連法令の規定に留意すべきであると注意喚起している。</p>
公布日	2019-08-13

EY 安永

Assurance アシュアランス | Tax 稅務 | Transactions トランザクション | Advisory アドバイザリー

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していくます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYの個人情報の収集及び使用方法、個人情報の保護にかかる対応については、ey.com/privacy をご参照ください。さらに詳細な情報については、EYグローバルウェブサイトey.comをご参照ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、ey.com/taiwanをご覧ください。

© 2019 Ernst & Young, Taiwan
All Rights Reserved.

APAC No. 14004748
ED NONE

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/taiwan

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

